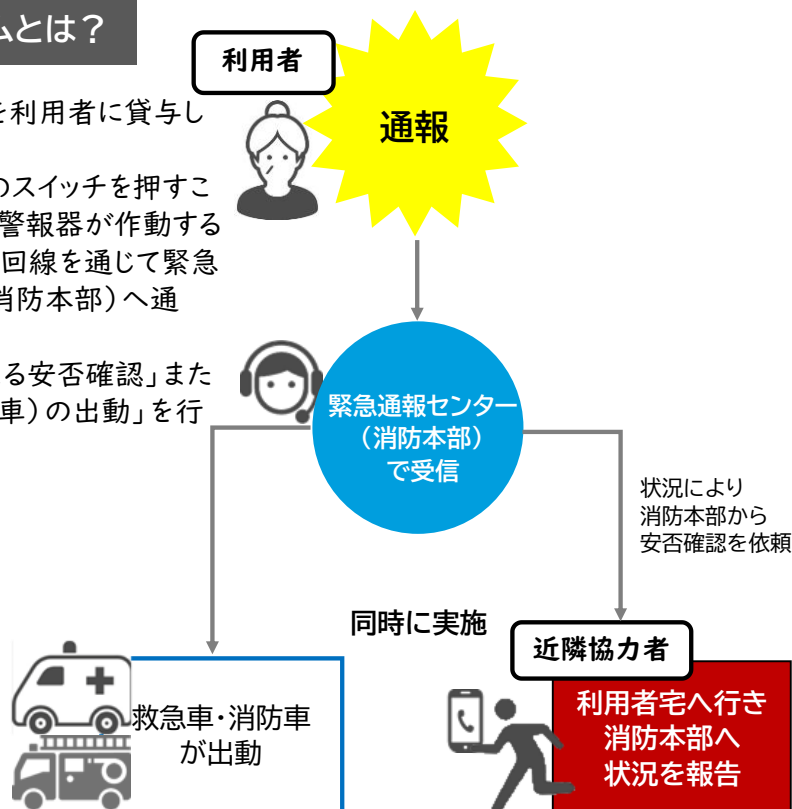


## 緊急通報システム 近隣協力者の皆様へ

### 緊急通報システムとは？

- ① 緊急通報機器を利用者に貸与します。
- ② 緊急通報装置のスイッチを押すこと、または、火災警報器が作動することにより、電話回線を通じて緊急通報センター（消防本部）へ通報。
- ③ 「近隣協力者による安否確認」または「救急車（消防車）の出動」を行います。



### 近隣協力者とは？

- 役割**：
- 主な役割は、消防本部からの安否確認依頼の電話がかかってきた場合に、利用者宅へ駆け付け、状況を確認し、消防本部へ報告することです。
  - 利用者宅へ駆け付ける際は、鍵を預かっておられる方は必ず持参してください。鍵を預かっておらず入室できない場合は、住宅の一部を壊して入室していただく場合もありますが、利用者から修復責任を問わないこととなっています。
  - 消防本部からの安否確認依頼は、時間を問わず行いますので、ご理解の上ご協力をお願いいたします。消防本部の電話番号を登録するなどして、電話に出られるように準備してください。



消防本部の電話番号:0796-24-1119

**保険**：近隣協力者（親族を除く）の事故に備えて、ボランティア保険に市の負担で加入します。事故があった場合は、問合せ先までご連絡ください。

**手続**：近隣協力者を交代するときは、手続きが必要です。区長や民生委員等の任期終了＝近隣協力者終了ではありません。

問合せ

**豊岡市 健康福祉部 高年介護課**

〒668-0046 豊岡市立野町 12-12

電話：0796-29-0055 FAX：0796-29-3144